

平成 20 年度佐渡市指定管理者募集要項

小木デイサービスセンターつくし
小木短期入所施設つくし

平成 20 年 9 月
佐 渡 市

平成 20 年度佐渡市指定管理者募集要項

1. 指定する施設及び管理業務の概要

公 募 番 号	20 - 16	
施 設 名	小木デイサービスセンターつくし	
所 在 地	佐渡市小木町 1949 番地 1	
施 設 の 設 置 目 的	高齢者の健康な心身の保持及び安定した生活の維持を図るため、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 15 条第 2 項の規定に基づき、デイサービスセンターを設置したものです。	
運 営 に お け る 基 本 方 針	指定通所介護(指定介護予防通所介護)の事業は、要介護(要支援)状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものであり、上記目的を達成するものです。	
施 設 担 当 部 局	福祉保健部 高齢福祉課 高齢福祉係 0259-63-3790 E-mail h-korei@city.sado.niigata.jp	
主 な 業 務	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項に規定する老人デイサービス事業。 ・介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 8 条第 7 項に規定する通所介護及び法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護。 ・センターの利用の許可に関する業務。 ・センターの施設及び設備の維持管理に関する業務。 ・その他、市長が必要と認める事業及びセンターの運営に関し市長が必要と認める業務など。 	
利 用 実 績 (利用者延べ人数)	平成 17 年度	5,617 人
	平成 18 年度	5,509 人
	平成 19 年度	5,888 人
指 定 期 間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日まで(2 年間)	
指 定 管 理 料 (提 案)	一金 0 千円 上記指定期間の総額	
施 設 の 概 要	<p>構造 鉄筋コンクリート造 平屋建</p> <p>規模 延床面積 517.29 m² 敷地面積 3,319.00 m²</p> <p>施設内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設年月日 平成 12 年 4 月 1 日 ・開館時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで ・休館日 日曜日及び年末年始(12 月 31 日から翌年 1 月 3 日) ・利用定員 20 人 <p>付帯施設等 小木保健センター、小木短期入所施設つくし、佐渡市社会福祉協議会小木支所、社協ケアプランセンターつくし、小木在宅介護支援センター</p>	
施 設 の 運 営 状 況 そ の 他 詳 細 事 項	<p>上記付帯施設等が占有する部分(小木短期入所施設つくしを除く。)については、指定管理から除外します。</p> <p>小木短期入所施設つくしを併せて管理運営することとし、経理状況等については区分すること。</p> <p>佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。) 同施行規則、佐渡市指定管理業務標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)及び小木デイサービスセンターつくし指定管理業務特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)のとおり。</p>	

公 募 番 号	20 - 16	
施 設 名	小木短期入所施設つくし	
所 在 地	佐渡市小木町 2118 番地 5	
施 設 の 設 置 目 的	<p>身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障がある高齢者を一時的に入所させ、もって当該高齢者及び家族の福祉の向上を図るため、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 15 条第 2 項の規定に基づき、短期入所施設を設置したものです。</p>	
運営における基本方針	<p>指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の事業は、要介護(要支援)状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものであり、上記目的を達成するものです。</p>	
施 設 担 当 部 局	<p>福祉保健部 高齢福祉課 高齢福祉係 0259-63-3790 E-mail h-korei@city.sado.niigata.jp</p>	
主 な 業 務	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法第 5 条の 2 第 4 項に規定する老人短期入所事業。 ・介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護及び法第 8 条の 2 第 9 項に規定する介護予防短期入所生活介護。 ・短期入所施設の利用の許可に関する業務。 ・短期入所施設の施設及び設備の維持管理に関する業務。 ・その他、短期入所施設の運営に関し市長が必要と認める業務など。 	
利 用 実 績 (利用者実人数)	平成 17 年度	443 人
	平成 18 年度	432 人
	平成 19 年度	551 人
指 定 期 間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日まで(2 年間)	
指定管理料(提案)	一金 0 千円	上記指定期間の総額
施 設 の 概 要	<p>構造 鉄筋コンクリート造 平屋建 規模 延床面積 343.53 m² 敷地面積 3,319.00 m² 施設内容等 ・開設年月日 平成 12 年 4 月 1 日 ・休館日 12 月 31 日から翌年 1 月 3 日 ・利用定員 10 人 付帯施設等 小木保健センター、小木デイサービスセンターつくし、佐渡市社会福祉協議会小木支所、社協ケアプランセンターつくし、小木在宅介護支援センター</p>	
施 設 の 運 営 状 況 そ の 他 詳 細 事 項	<p>上記付帯施設等が占有する部分(小木デイサービスセンターつくしを除く。)については、指定管理から除外します。 小木デイサービスセンターつくしと併せて管理運営することとし、経理状況等については区分すること。 佐渡市短期入所施設の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)同施行規則、佐渡市指定管理業務標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)及び小木短期入所施設つくし指定管理業務特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)のとおり。</p>	

2．指定管理者が行なう主な業務

- (1) 条例に規定する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 標準仕様書及び特記仕様書（以下「仕様書等」という。）で定める業務

3．管理の基準

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 施設運営の基本方針を十分理解し、設置目的を達成すること。
- (3) 市民サービスの向上と経費の節減を図ること。
- (4) 施設、設備及び備品等の適切な維持管理を行なうこと。
- (5) 業務上で取得した個人に関する情報の適切な管理を行うこと。
- (6) その他仕様書等で定めるもの。

4．申請の資格

次の各号にいずれも該当せず、施設を各規定に基づき管理運営できる法人。

- (1) 法律行為を行なう能力を有しないもの
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
- (5) 市税等を滞納しているもの
- (6) 新潟県知事から介護保険法第 41 条第 1 項本文の規定による指定を受けて現に市内でデイサービスセンターの運営を行っていないもの

5．複数の団体による申請

複数の団体が共同して設けた団体（以下「共同団体」という。）が申請する場合、次の事項に留意してください。

- (1) 共同団体の名称を設定し、共同団体から代表となる団体を定めてください。この場合、他の団体は当該団体の構成団体として扱います。
- (2) 共同団体における業務分担及び責任の割合等を明確にしてください。
- (3) 共同団体の構成団体は、共同団体と別に単独で申請することはできません。

6. 指定管理料

「1. 指定する施設及び管理業務の概要」で示す指定管理料は指定期間における指定管理業務に要する費用として市が計算し提案したもので、申請者は示された指定管理料（消費税、地方消費税その他一切の経費を含む）のなかで、自己の創意工夫により指定管理料を定め申請してください。なお、指定管理者は公募施設の設置及び管理に関する条例に定める利用料を条例で定める範囲内において、收受し指定管理者の収入とすることができますので、指定管理料の提案における参考としてください。詳細については、仕様書等で定めるとおりとします。

7. 申請手続から指定までの流れ

- | | |
|-------------------------------|--|
| (1) 募集要項の配布 | 平成 20 年 9 月 1 日(月)から平成 20 年 9 月 26 日(金) |
| (2) 公募説明会 | 平成 20 年 9 月 11 日(木) |
| (3) 質問書の受付及び回答 | 平成 20 年 9 月 12 日(金)から平成 20 年 9 月 16 日(火)
回答：申込締切りまでの間で速やかに行う。 |
| (4) 申込受付 | 平成 20 年 9 月 12 日(金)から平成 20 年 9 月 26 日(金) |
| (5) 選定委員会による審議（プレゼンテーションを含む。） | 平成 20 年 10 月上旬 |
| (6) 市長等による候補者選定 | 平成 20 年 10 月下旬 |
| (7) 選定結果の通知及び公表 | 平成 20 年 11 月上旬 |
| (8) 候補者との協議 | 同上 |
| (9) 指定の通知（指定） | 平成 21 年 1 月上旬（議会議決後） |
| (10) 協定の締結 | 平成 21 年 1 月 |

8. 申請にかかる費用

申請手続において、申請にかかる一切の費用は申請者の負担とします。

9. 募集要項配布期間

- | | |
|---------|--|
| (1) 期間 | 平成 20 年 9 月 1 日(月)から平成 20 年 9 月 26 日(金) |
| (2) 時間 | 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分 |
| (3) 場所 | 総務部防災管財課管財係
上記期間内であれば、佐渡市ホームページからもダウンロードできます。 |
| (4) その他 | 募集要項等、市が提供する資料は申請の目的以外で使用することを禁じます。 |

10. 説明会

指定管理者を公募している施設の状況や、申請手続についての説明会を次のとおり開催します。申請を予定している団体は、別紙様式 6 の参加申込書を 9 月 10 日(水)まで

に総務部防災管財課へ提出し申し込んでください。また、説明会当日は、募集要項、標準仕様書、特記仕様書を各自持参ください。

公募番号	日時	場所
20 - 12	平成 20 年 9 月 11 日 (木) 13 時 30 分 ~ (受付 : 13 時 00 分 ~)	佐渡市役所 会議室棟 第 2 会議室
20 - 13		
20 - 14		
20 - 15		
20 - 16		
20 - 17		

11. 質問

質問は、公募説明会に参加した後、別紙様式 7 の質問票により平成 20 年 9 月 16 日 (火) までに総務部防災管財課へ提出ください。ただし、説明会に参加されていない団体からの質問は受けません。

質問及び回答内容は閲覧方式により公開いたします。ただし、事業提案に関する質疑応答は個別に対応の上、非公開としますので、別途お問い合わせください。

12. 提出期限等

佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第 4 条の規定に基づく必要書類を、次の期限までに提出してください。

- (1) 提出期限 平成 20 年 9 月 26 日 (金) 午後 5 時 30 分まで
- (2) 提出方法 持参または郵送 (郵送の場合は平成 20 年 9 月 26 日 (金) 必着有効)
- (3) 提出先 総務部防災管財課管財係
- (4) 提出部数 提出書類一覧のとおり
- (5) その他 提出された書類は返却いたしません。

審査における透明性の確保から収支計画書は封かんし、申請団体名を記入のうえ他申請書類とあわせて提出ください。

提出書類一覧

	提出書類	主な記載内容	様式	部数
1	指定申請書		様式第 1 号	正 1 副 1
2	定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本	応募申込前 3 ヶ月以内に発行された登記簿謄本	任意	正 1 副 1
3	団体の代表者及び構成員を確認できる書類及び会則	共同団体の場合	任意	正 1 副 1
4	事業計画書		別紙様式 1	正 1 副 10

5	収支計画書		別紙様式 2~4	正1副1
6	納税証明書	市税(市民税、固定資産税)が課されていない者で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにおいては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税)について未納がないことの証明書	-	正1副1
7	財務諸表	直近3事業年度の決算期の貸借対照表及び損益計算書及び現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類	任意	正1副1
8	団体の概要及び活動概要を示した書類		別紙様式5	正1副10
9	仕様等で定められた免許や資格等を有することを証明する書類	免許証等の写し	任意	正1副1

13. 選定方法

選定委員会において、書類及び申請者によるプレゼンテーションの内容を審議し、市長等に審議の結果を答申します。この、選定委員会の答申を基に、市長等が指定管理者の候補者を選定します。

プレゼンテーションは施設規模や管理業務の内容により省略する場合があります。また、プレゼンテーションの日程等については、申請者に対し別途通知します。

14. 審議項目

選定委員会では、次に掲げる審議項目に基づき総合的に評価し、最も適当と認める団体を選定するものとします。

(1) 公共的な役割の理解と活動意欲

- ア) 管理運営にふさわしい団体の理念・経営方針を持っているか。
- イ) 地域づくりの先導的役割としての機能が発揮できる団体であるか。
- ウ) 施設の管理運営に対する熱意が見られるか。
- エ) 地域との協働による相乗効果を考慮しているか。
- オ) 地域の福祉ニーズに合わせた計画であるか。
- カ) 地域住民と一体となって発展していく意欲が見られるか。

- (2) 募集要項、仕様書等の理解
 - ア) 施設の設置目的を理解した計画であるか。
 - イ) 施設に関連した市の計画と整合性が図られているか。
 - ウ) 提案の内容が実効性のある計画であるか。
 - エ) 関係法令を理解しているか。
- (3) 施設の目的や機能の理解、周辺環境への配慮
 - ア) 施設機能を活かした自主事業が計画されているか。
 - イ) 環境に配慮(省資源、省エネルギー化)した工夫がされているか。
 - ウ) 他施設との連携が図られているか。
 - エ) 施設の機能を理解しているか。
 - オ) 地産地消について工夫がされているか。
 - カ) 施設等利用による心身機能の維持向上等について計画がされているか。
- (4) 管理における的確性の確保
 - ア) 同種の施設運営の実績があるか。
 - イ) 団体の経営基盤は安定しているか。
 - ウ) 団体の経営品質は確立されているか。(プライバシーマーク・I S O等の取得)
 - エ) 社会的信用が失われていないか。(事故や事件等の履歴)
 - オ) 利用者にとって地域住民に信頼される団体であるか。
- (5) 安定した運営体制の確立
 - ア) 適正な数の職員が配置されているか。
 - イ) 施設の管理責任者が施設に配置されているか。
 - ウ) 業務に関する十分な知識を持っているか。
 - エ) 必要な資格や技術を有しているか。
 - オ) 業務委託など、役割分担を明確に定めているか。
 - カ) 施設内に業務責任者が常駐しているか。
 - キ) 研修等、職員の能力開発の工夫がされているか。
 - ク) 管理担当者の自己啓発が計画されているか。
 - ケ) 人員不足の場合の対応計画があるか。
 - コ) 地域雇用に配慮しているか。
 - サ) 高齢者や障がい者の雇用に配慮しているか。
- (6) 利用者の安全確保
 - ア) 市との連絡系統が整備されているか。
 - イ) 施設管理に関する情報管理について計画があるか。
 - ウ) 個人情報保護の体制が整っているか。
 - エ) 防災対策が計画されているか。
 - オ) 事故、緊急時の対応が考えられているか。
 - カ) 安全衛生管理の徹底について、具体的な対策(マニュアルやチェックリストの作成や保管)がされているか。
- (7) 適正な維持管理の対応
 - ア) 施設の長寿命化に係る工夫や計画がされているか。

- イ) 日中や夜間の警備体制の計画はあるか。
- ウ) 備品管理や購入の計画が立てられているか。
- エ) 施設管理マニュアルやチェックリストの作成や保管について計画があるか。
- (8) 目標設定、実行管理、見直しの実施
 - ア) 業務改善が提案され、具体的な対応策が計画されているか。
 - イ) 指定期間における年度別計画が立てられているか。
 - ウ) 事業の実施スケジュールなどが立てられているか。
 - エ) 業務の効率化についての工夫がされているか。
 - オ) 目標が無理なく立てられているか。
 - カ) 活動実績の自己点検（日報の作成等）を行う計画があるか。
- (9) 利用における平等性の確保
 - ア) 利用者の意見や要望を把握し、運営に反映させる計画があるか。
 - イ) 高齢者等が利用しやすい工夫がされているか。
- (10) 情報提供の確立
 - ア) 機関紙やホームページの作成の計画はあるか。
 - イ) 情報公開（請求）に対する対策があるか。
 - ウ) 施設利用に対する情報提供の工夫がされているか。
- (11) サービスの品質・メニューの向上
 - ア) 利用における利便性の向上についての工夫がされているか。
 - イ) 利用者用の使用手引きの作成について計画があるか。
 - ウ) 自主事業に偏りがいないか。
 - エ) 今までにない新しいサービスが計画されているか。
 - オ) 他の福祉事業との連携など福祉の向上の工夫がされているか。
 - カ) 運営日時は適正か。
- (12) 収支計画の妥当性
 - ア) 積算根拠が明確に示されているか。
 - イ) 利用料金の設定は妥当か。
 - ウ) 個別の積算根拠となる単価は適当か。
 - エ) 物価変動など社会情勢を考慮しているか。
 - オ) 利用者の増加による収入増が見込まれているか。
 - カ) 事業活動に対する収支バランスは適当か。
 - キ) 費用対効果が期待できるものか。
- (13) 経費の節減
 - ア) 人件費の適正化が図られているか。
 - イ) コスト削減の具体的な提案がされているか。
- (14) 指定管理料の提案額
 - ア) 経費削減が見込まれ、適正な管理料であるか。

15. 選定結果の通知及び公表

選定結果及び選定委員会の審議結果は、申請者全員に通知するとともに、選定の透明

性と客観性を図ることを目的に次の内容を公表します。

- (1) 公の施設の名称
- (2) 指定管理者の候補者に選定された団体名及び所在
- (3) 選定経過（募集期間、説明会日時、選定委員会開催日時等）
- (4) 選定を行った選定委員会の部会名
- (5) 選定基準
- (6) 審査における評点（選定委員名及び団体名は非公開）
- (7) 選定理由（高く評価されたポイントや提案の要旨等）

16．選定後の協議

指定管理者の候補者となった申請者は、市と協定の締結に向けた協議を行います。

17．申請及び候補の辞退

申請者及び候補者が申請及び候補を辞退する場合は、別紙様式 8 により辞退届を提出してください。

18．指定管理者の指定

指定管理者の指定は議会の議決後に、指定についての告示、指定の通知及び協定の締結により確定します。

19．申請手続に関する問い合わせ先

〒952 - 1292

佐渡市千種232番地 佐渡市総務部防災管財課管財係

電話 0259 - 63 - 5135 FAX 0259 - 63 - 3300

E-mail s-bosai@city.sado.niigata.jp